

世田谷区街づくり条例第9条に基づく
案の公告・縦覧、意見書受付の実施結果について

○街づくり条例第9条（都市整備方針の策定手続）

区長は、都市整備方針の策定・変更にあたっては、区民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとしており、公告及び縦覧（2週間）し、文書による意見書の提出を受けることとされている。

○縦覧及び意見書の受付期間

令和7年2月18日（火）～3月3日（月）

○縦覧場所

- （1）区ホームページ
- （2）都市計画課・各総合支所街づくり課の窓口

○意見書を提出できる方

世田谷区街づくり条例第3条第3号に規定する「区民等」

- ①区内に住所を有する者
- ②区内の土地又は建物の所有者
- ③利害関係を有する者

○意見書の提出方法

- （1）区ホームページにおけるオンライン手続きによる提出
- （2）書面による提出（窓口持参・郵送・ファクシミリ）

○意見書の提出者数及び意見件数

提出者1人、意見件数1件

○意見の概要及び区の考え方

意見の概要	区の考え方
【終章】 ここ数年、中低層市街地にタワーマンションが多く計画されるようになり、影響の大きさに見合った多くの住民の意見が生かされないまま、建設計画が進まないよう歯止めをかける必要があると思う。法の改正には時間を要するので、地方自治に基づく街づくり条例で高度利用や容積率を規制する対応をすべきと思う。 そのため、【終章 区民主体の身近な街づくりを進めるために】に、「規制緩和型再開発地区計画や、高度利用、容積型地区計画については、区の独自条例で、原則禁止とし、例外として現行制度より住民参加、住民同意を必要とする審議を条件としたものにしていく。」という内容を入れてほしい。	「都市計画法」に基づく地区計画は、地区の方針と建築物の用途、形態などのルールや、道路、公園などの配置を細かく定めることで、その地区にふさわしい良好な街づくりを進めることができる制度です。 区では、これまで地区計画等の策定にあたりましては、地区の住民等とルールの内容や道路、公園などの配置などについて意見交換を行いながら、原案や案を作成しています。また、世田谷区街づくり条例では、大規模な建築について構想の段階で周辺住民と事業者が意見を交換する場を設ける等の建築構想の制度を定めています。 引き続き、こうした機会を活用し、地区住民等との情報共有を図りながら、合意形成に努めてまいります。